

遊休農地解消緊急対策事業

遊休農地を
解消して
担い手へ
任せたい



解消前
(農地の出し手)

～遊休農地の解消を支援します～

遊休化している農地を有効活用しませんか！

本事業は、農地バンクが遊休農地を積極的に借受け、簡易な整備を行った上で、担い手に農地集積・集約化する取組です。

皆さんも本事業を積極的に活用しては如何でしょう！

遊休農地を
活用し
経営規模を
拡大したい



解消後
(農地の受け手)

農地バンクが借受け・貸付け

< 事業内容 >

○対象農地

・農振農用地区域内のうち草刈り等の簡易な整備で解消可能な遊休農地を対象とします。

・使用貸借のみを対象とします。

(10年以上の農地中間管理権の設定が必要です。)

○整備内容

・草刈り、除礫、抜根、耕起・整地等

○交付額

・43,000円/10aを上限に農地バンクが解消します。

・県や市町村の補助事業等との組み合わせも考えられます。

< 遊休農地の課題 >

・病虫害発生の温床や鳥獣の餌場、隠れ場となり、周辺農地や農作物への被害拡大が懸念されます。



◎遊休農地は周辺農地に悪影響を及ぼすほか、農地の集積・集約化の支障となっています。

< 解消後の農地 >

・機構が借り受けた農地を解消した年度から翌年度までに受け手へ貸付けます。

・市町村やJA、法人等が実施する研修事業に活用できます。



◎遊休農地を含めて地域内の農地を集積・集約化、経営規模を拡大していくためには、遊休農地の解消を進める必要があります。

本事業の活用には、秋田県農地バンク(秋田県農業公社)、各市町村農業委員会にご相談ください。

お問い合わせ先：秋田県農地バンク
(秋田県農業公社農地管理部農地改良課)
電話 018-893-6223